

お客様 各位

兵庫信用金庫

「反社会的勢力の排除条項」導入について

金融業界では、平成 19 年 6 月付の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の公表に基づき、反社会的勢力との関係遮断・関係解消に積極的に取り組んでおります。

当金庫におきましても、平成 22 年 5 月以降、「信用金庫取引約定書等の融資関連の契約書」、「当座勘定規定」、「貸金庫規定」、「各種預金規定」に「反社会的勢力の排除条項」を導入し、新契約書および新規定の適用を開始いたしました。

「反社会的勢力の排除条項」の主な内容としましては、融資取引のご本人または保証人、預金者、貸金庫の契約者等が、暴力団等の反社会的勢力に現在および将来にわたって該当しないこと、また暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約していただき、それに違反することが判明した場合には、直ちに債務の弁済や契約の解約をさせていただくことを定めたものです。

また、「反社会的勢力の排除条項」は、すでにお取引いただいているお客様にも適用されます。

なお、「反社会的勢力の排除条項」の導入後は、各種預金、貸金庫、融資の新規取引申込時に「反社会的勢力ではないことの表明・確約」をお願いし、同意をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただいております。

当金庫は、今後も「反社会的勢力」との関係遮断に取り組んでまいりますので、何卒ご理解のほどお願いいたします。

以上

